

## 広島県告示第二百五十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾釣士田港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年七月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和四年三月二十八日

釣士田港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 地方港湾釣士田港放置等禁止区域

#### 早瀬港地区

##### 1 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### 2 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 江田島市大柿町の国土地理院四等三角点「砲台山」（北緯三四度〇九分〇二秒五七九四 東経一三二度二九分一〇秒〇五八九 標高九二・三二メートル）

基点一 基準点から一〇七度〇九分二三秒の方向八二二・一九メートルの点

基点二 基点一から三一六度三五分四二秒の方向五四・八二メートルの点

基点三 基点二から三四六度四七分二八秒の方向三九九・五二メートルの点

基点四 基点三から三五〇度四六分五一秒の方向二九・三八メートルの点

基点五 基点四から三四二度三分三二秒の方向五〇・六九メートルの点

基点六 基点五から三四度三分五一秒の方向四五・〇二メートルの点

### 二 地方港湾釣士田港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物